官製談合防止法

職員へ賠償請求ゼロ

クローズアップ 2007

官製談合で発注機関に対して組織的な対応や再発防止を図るための「官製談合防止法」が施行され、4年間に国土交通省など4機関に適用された。法律の目玉の一つは、関与した職員への損害賠償請求を官側に義務付けたことだが、これまで請求したケースはない。発注側から違約金を請求されたり、独占禁止法で課徴金を課される業者側からは「身内に甘い」と不満の声も漏れる。伝家の宝刀はなぜ抜かれないのか。

【斎藤良太】

退職金失った／裁判継続中

「官に甘い」指摘も

「職員に請求を拒否されれば裁判で争われる可能性もあるので、損害額を詰めておかなければならない。しかし、前例がなく、どう算定すべきか法務省などとも相談しながら検討している段階だ」。水門設備工事を巡り、現職の課長補佐（当時）らが談合に関与したと公正取引委員会から今年3月に認定された国土交通省のある幹部は今、いまだ賠償請求に至っていない事情をそう明かす。

これまで官製談合と認定されたケースで職員に請求された例はなく、その事情はさまざまだ。03年に初適用された北海道岩見沢市は「元々の設計価格が不適切に低い」などと損害を認定せず、関与が疑われた元市長への請求を見送った。新潟市は、競売入札妨害罪で有罪となった4人を懲戒免職処分にしたが、同市契約課は「一義的には、不当利得を得た業者から損害の回復を図る。関与職員は退職金を失うなど厳しい処分を受けている」と消極的だ。

また、旧日本道路公団を継承した東日本高速道路など4法人も、談合に関与したとして独禁法違反で起訴された元副総裁、元理事の2人が無罪を主張し公判中であることを理由に、役職員への請求については保留したままだ。

◆防止法適用機関の損害賠償請求状況◆

機関	対業者	対職員
北海道岩見沢市＝03年1月	×	×
新潟市＝04年7月	○	△
日本道路公団＝05年9月	○	△
国土交通省＝07年3月	○	△

※=は適用時期。×は請求せず、△は未決定、○は請求済み（請求額が確定していない業者を除く）。

官製談合と認定された場合の賠償請求などの流れ

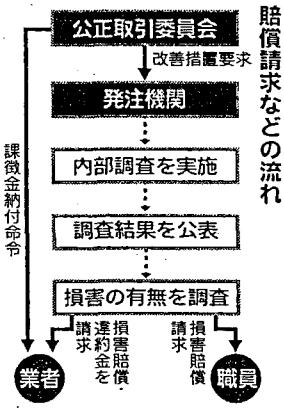

防止法は請求時期への期限を定めておらず、請求を保留中のケースでは今後、請求することも考えられる。

ただ、公取委は「発注機関が損害回復の観点から業者への請求を優先すべきだと判断した場合は、職員に請求しなくても防止法の義務違反に問われるものではない」との立場だ。

一方で、談合に参加した業者は、独占禁止法に基づき、公取委が談合の期間や落札額などから算出し、国庫への納付を命じる「課徴金」のほか、業者と発注機関の間で交わした契約により発注側に支払う「違約金」が課されるのが通常だ。課徴金は大手なら落札額の10%、違約金も現在は10%が相場で、巨額の公共工事では、業者にとってかなりの打撃になる計算だ。

こうした実情から、「官に甘い。民間の場合、課徴金と違約金のダブルで請求されるのに不公平だ」（過去に談合事件に関与したあるメーカー）との声も漏れてくる。

責任の割合 算定難しく

官製談合防止法 正式ことは「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」。03年1月施行で、談合した業者の処分などを規定する独占禁止法に対し、国や自治体などの職員ら発注機関の対応などを規定する。職員らに①談合させる②落札業者を指名する③予定価格を漏らす――などを禁じている。公取委から改善措置要求を受けた発注機関は調査や関与職員に損害賠償を請求したり、懲戒処分することなどが義務付けられる。今年3月、職員への罰則（懲役5年以下または250万円以下の罰金）や調査結果の公表などを盛り込んだ改正法が施行された。

関与職員への損害賠償額はどう算定すべきか。公取委は、談合によって契約価格が上昇した金額を発注機関に生じた損害額ととらえ、それに職員の責任の割合をかけることで算出する、としている。しかし、実際にどれだけ金額が上昇したのか、また職員の責任はどの程度なのかを定めることはたやすいことではない。

そこで、公取委は上昇分については、過去の判例などに基づいた算出を提示している。実際、98～02年に摘発した談合事件で、摘発「前」と「後」の落札額の変化をもとに、損害額は落札額の18・6%とする推定値を04年に公表している。

一方、自治体が事件をめぐって業者に損害賠償を求めた訴訟では、裁判所は落札額の5～10%程度を損害額と認定するケースが多い。実際、今年4月にあった京都市発注のごみ焼却施設をめぐる住民訴訟の最高裁判決でも談合による損害額を8%とした。公取委の推計は摘発前後での差をとらえているため、算定額は大きくなったとみれば、裁判での算定と矛盾するものではないと考えられる。

損害額が決まれば、問題は職員関与の割合をどう算出するかだ。公取委は「通常は業者と職員に連帯して請求する」とし、「責任割合は当事者同士の問題」と説明するが、前例がないだけに支払ってもらえるかは未知数だ。

職員への請求については「談合は、社員も役人も個人の利益を追求したわけではなく組織のために働いた」（あるメーカー）との考え方もあり、もともと請求自体に無理があるとの指摘もある。しかし、公取委のある幹部は「背景には、天下り先確保の目的もある。天下りで利益を得た以上、一定額は賠償する責任がある。最大の抑止力である賠償請求が一件も行われなければ、談合は繰り返される」と危惧する。

19年 7月 26日
毎日新聞（朝刊）